

新旧対照表

○神奈川県情報公開条例施行規則

新	旧
<p>第1条 (略) (条例第3条第1項第2号に規定する実施機関が定める方法)</p>	<p>第1条 (略) (行政文書から除く電磁的記録)</p>
<p>第2条 神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第3条第1項第2号に規定する実施機関が定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 条例第3条第1項第2号に規定する資料(以下この条において単に「資料」という。)が専用の場所において適切に保存されていること。</p> <p>(2) 資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。</p> <p>(3) 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。</p> <p>ア 資料に条例第5条各号に規定する非公開情報が記録されていると認められる場合に、当該資料(当該非公開情報が記録されている部分に限る。)の一般の利用を制限すること。</p> <p>イ 資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体(国又は独立行政法人等(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。))を除く。)又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。</p> <p>ウ 資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。</p> <p>(4) 資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。</p> <p>(5) 資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。</p>	<p>第2条 神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第3条第1項第3号に規定する実施機関が定める電磁的記録は、次に掲げる電磁的記録とする。</p> <p>(1) 会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録</p> <p>(2) 書式情報(文書の体裁に関する情報をいう。)を含めて磁気ディスク等に記録されている電磁的記録</p>
<p>(行政文書公開請求書に記載することができる事項等)</p> <p>第3条 条例第9条第1項の請求書には、行政文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)に係る行政文書について次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>(1) 求める公開の実施の方法(条例第13条第2項に規定する方法に限る。)</p>	<p>(行政文書公開請求書の記載事項等)</p> <p>第3条 条例第9条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、条例第13条第2項に規定する公開の方法のうち、行政文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものが求める公開の方法とする。</p>

新	旧
<p>(2) <u>事務所（行政文書の公開の実施を行う場所として条例第10条第2項に規定する書面において記載された場所をいう。以下同じ。）における公開の実施を求める場合にあっては、当該事務所における公開の実施を希望する日</u></p> <p>(3) <u>写し等の送付の方法による行政文書の公開の実施を求める場合にあっては、その旨</u></p> <p>2（略） （公開請求に対する諾否決定の通知）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 <u>条例第10条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>求めることができる公開の実施の方法</u></p> <p>(2) <u>事務所における公開を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における公開を希望する場合にあっては、条例第13条第4項の規定による申出をする際に当該事務所における公開を実施することができる日のうちから事務所における公開の実施を希望する日を選択すべき旨</u></p> <p>3 <u>行政文書公開請求書に前条第1項各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第10条第2項の実施機関が定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</u></p> <p>(1) <u>前条第1項第1号の方法による行政文書の公開を実施することができる場合（事務所における公開については、同項第2号の日に実施することができる場合に限る。）その旨及び前項各号に掲げる事項（同条第1項第1号の方法に係るものを除く。）</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項</u></p> <p>第5条・第6条（略） （第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知）</p> <p>第7条 <u>条例第12条第1項及び第2項に規定する実施機関の定める事項は、次に掲げる事項（第2号に掲げる事項にあっては、同条第2項に該当する場合に限る。）とする。</u></p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>条例第12条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由</u></p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>2（略） （公開請求に対する諾否決定の通知）</p> <p>第4条（略） （新規）</p> <p>（新規）</p> <p>第5条・第6条（略） （第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知）</p> <p>第7条 <u>条例第12条第1項及び第2項に規定する実施機関の定める事項は、次に掲げる事項（第2号に掲げる事項にあっては、同条第2項に該当する場合に限る。）とする。</u></p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>条例第12条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由</u></p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>2・3（略）</p>

新	旧
<p>第8条（略） （行政文書の閲覧又は視聴の実施）</p> <p>第9条（削除）</p> <p><u>条例第11条第3項に規定する公開決定を受けた者が、行政文書（行政文書を複製したもの並びに前条に規定する専用機器により再生したもの、用紙に出力した物及び知事が適当と認める方法により公開されるものを含む。以下この条において同じ。）の閲覧又は視聴をするときは、当該行政文書を丁寧に取り扱い、汚損し、又は破損してはならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定に違反する者に対しては、知事は、行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。</u></p>	<p>第8条（略） （行政文書の閲覧又は視聴の実施）</p> <p>第9条 <u>行政文書（行政文書を複製したもの並びに前条に規定する専用機器により再生したもの、用紙に出力した物及び知事が適当と認める方法により公開されるものを含む。以下この条において同じ。）の閲覧又は視聴は、知事が指定する期日及び場所において行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、行政文書の閲覧又は視聴をする者は、当該行政文書を丁寧に取り扱い、汚損し、又は破損してはならない。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定に違反する者に対しては、知事は、行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。</u></p>
<p>第10条（略） （公開の実施の方法等の申出）</p>	<p>第10条（略） （新規）</p>
<p>第11条 <u>条例第13条第4項の規定による申出は、行政文書公開実施方法等申出書（第10号様式）により行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>条例第13条第4項の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>求める公開の実施の方法（公開決定に係る行政文書の部分ごとに異なる公開の実施の方法を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの公開の実施の方法）</u></p> <p>(2) <u>公開決定に係る行政文書の一部について公開の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分</u></p> <p>(3) <u>事務所における公開の実施を求める場合にあっては、当該事務所における公開の実施を希望する日</u></p> <p>(4) <u>写し等の送付の方法による行政文書の公開の実施を求める場合にあっては、その旨</u></p> <p>3 <u>第4条第3項第1号に掲げる場合に該当する旨の条例第10条第2項に規定する通知があった場合において、第3条各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第13条第4項の規定による申出は、することを要しない。</u> <u>（更に公開を受ける旨の申出等）</u></p>	<p>第11条（略）</p> <p><u>（行政文書の公開に係る催告）</u></p>
<p>第12条 <u>条例第13条第6項の規定による申出は、行政文書再公開申出書（第11号様式）により行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>条例第13条第7項の規定による催告は、行政文書の公開に係る催告書（第</u></p>	<p>（新規）</p> <p>第11条 <u>条例第13条第4項の規定による催告は、行政文書の公開に係る催告書</u></p>

新	旧
<p>12号様式) により行うものとする。 (諮問をした旨の通知) 第13条 条例第17条の規定による通知は、情報公開審査会諮問通知書(第13号様式) により行うものとする。 第14条 (略) (情報の公表) 第15条 知事は、条例第22条第1項第5号に掲げる事項を定めたときは、当該事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。 (出資団体等の指定の公表) 第16条 知事は、条例第26条第3項に規定する指定をしたときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。 (1)・(2) (略) 2 知事は、前項の規定により公表した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。 第17条 (略)</p>	<p>(第10号様式) により行うものとする。 (諮問をした旨の通知) 第12条 条例第17条の規定による通知は、情報公開審査会諮問通知書(第11号様式) により行うものとする。 第13条 (略) (情報の公表の告示) 第14条 知事は、条例第22条第1項第5号に掲げる事項を定めたときは、当該事項を神奈川県公報により告示するものとする。 (出資団体等の指定の告示) 第15条 知事は、条例第26条第3項に規定する指定をしたときは、次に掲げる事項を神奈川県公報により告示するものとする。 (1)・(2) (略) 2 知事は、前項の規定により告示した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を神奈川県公報により告示するものとする。 第16条 (略)</p>